



自転車に乗る時は、必ず
ヘルメットをかぶりましょう！

阿賀だより

発行者
阿賀駐在所
八 幡

米子警察署
ホームページ



夏の交通安全県民運動の実施



～実施期間～

7月14日(月)から23日(水)までの10日間

～運動の重点～

- 1 こども、高齢者及び障がい者の交通事故防止
- 2 自転車利用者のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 3 飲酒運転の根絶

☆ 夏休みには子供の行動範囲が広がり交通事故の危険性が増します。

ドライバーの方は、特に横断歩道での確実な安全確認や歩行者に対する思いやり運転に努めましょう。また、歩行者も道路を横断する際には交通ルールを守りましょう。

☆ 自転車に乗るときは、ヘルメットを着用するとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践し、自転車の安全な利用を心がけましょう。

☆ 飲酒運転は悪質、危険な犯罪行為であり、ひとたび交通事故を起こせば、死亡事故等の重大事故につながるおそれがあります。飲酒運転は、自動車だけでなく自転車にも罰則があります。職場や地域、家庭において飲酒運転を根絶する取組を推進しましょう。



夏季における水難事故の防止



多くの人が海水浴、川遊び、プールなどを楽しむ季節となりましたが、ちょっとした不注意が水難事故につながります。

昨年は、県内で14件の水難事故が発生し、5人の方が亡くなられました。

次のことに気をつけましょう。

☆ 遊泳禁止場所で泳がないようにしましょう。

☆ 子供だけで海水浴や川遊びに行かせないようにしましょう。

☆ 海水浴場やプールでは、監視員等の指示に従いましょう。

☆ 保護者や引率者は、幼児、子供から目を離さないようにしましょう。

☆ 飲酒時や体調が悪いときは入水しないようにしましょう。

☆ 海や川で釣りをするときは、必ずライフジャケットを着用しましょう。

夏休みの少年非行・犯罪被害防止のために

夏休みは子供たちがたくましく成長する反面、開放感や気のゆるみから生活が乱れて、万引きなどの非行、家出やSNSの利用で犯罪被害に遭ったり、「犯罪実行者募集情報（いわゆる闇バイト）」により、に關与する可能性が高い時期です。

《保護者の皆さまへ》

- ☆ 学校のきまりを守り、規則正しい生活をさせてください。
- ☆ 子供と話すことで、気持ちを理解し、SOSのサインを見逃さないでください。
- ☆ 飲酒、喫煙や夜間の不要な外出はさせないでください。
- ☆ 子供が使用するスマートフォンなどは、家庭でルールを決めて使用させ、フィルタリングの利用を含むペアレンタルコントロールを行うなど保護者が管理してください。



《地域の皆さまへ》

- ☆ 少年に対するあいさつなど「声かけ」を行い、地域全体で子供たちを育みましょう。
- ☆ 深夜徘徊、暴走行為などしている少年を見かけたら、
米子警察署（電話0859-33-0110）に連絡をお願いします。



～駐在さんからのお知らせ～

本年1月1日から6月3日までの間、米子警察署管内において、自転車運転中の飲酒運転で検挙され、交通切符（いわゆる赤切符）の交付を受けた人数は、

32名！



です。
飲酒運転は、犯罪です。
夏を迎え、ビールなどお酒のおいしい時期となつて、飲酒を伴う行事や会合に出席される機会が多くなると思いますが、飲酒運転を絶対に、
しない！させない！許さない！
を合い言葉に、飲酒運転の根絶にご協力をお願いします。



事件事故は、『110番』
ご相談は、『#9110』へ

